

青森県報

第七百一十号

令和五年
十二月十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………(同) ……二
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……二
- 青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……二
- 青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札……………(同) ……四
- 土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……七

告 示

示

青森県告示第七百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マエダ調剤薬局黒石店	黒石市前町四〇の五	令和 五・三・一

青森県告示第七百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
丹代 圭亮	丹代整骨院	平川市柏木町藤山二七の七	令和 五・一〇・一

青森県告示第七百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	マエダ調剤薬局黒石店	所 在 地	黒石市前町四〇の五	指 定 日	令和 五・三・一
-----	------------	-------	-----------	-------	----------

青森県告示第七百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏 名	丹代 圭亮	施術所の名称	丹代整骨院	施術所の所在地	平川市柏木町藤山二七の七	指 定 年 月 日	令和 五・一〇・一
-----	-------	--------	-------	---------	--------------	-----------	-----------

青森県告示第七百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年一月十七日まで青森県県土整備部道

路課において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路 線 名	国道三三八号	供 用 開 始 の 区 間	三沢市鹿中三丁目一四五の四八九から 三沢市三川目三丁目一四五の三三二まで	供用開始 の期日	令和 五・三・一六
-------	--------	---------------	---	-------------	-----------

公 告

青森県庁舎で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達件名及び数量

青森県庁舎で使用する電気の供給

契約電力 千八百キロワット

予定使用電力量 六百三十八万キロワット時

2 仕様等

入札説明書による。

二 供給期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 供給場所

青森県庁舎（青森市長島一丁目一の一）

四 入札方法

- 1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価（小数点第二位まで）及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価（小数点第二位まで）を根拠とし、県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とすること。
- 2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 6 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- 7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- 8 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及

び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和六年一月十二日までに青森県総務部財産管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容や電力供給に係る見通し及び方法等について、説明及び内容の変更等を求められた場合には、必要に応じてこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課財産管理グループ
電話 〇一七―七三四―九〇九五

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課
電話 〇一七―七三四―九〇九五

八 入開札の日時及び場所

1 日時
令和六年二月一日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎南棟四階 A会議室

九 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 落札者の決定方法

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 入札条件

財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十四 その他

1 この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

I Nature and quantity of the services to be required:

About 6,380,000kWh supply of

electricity to the Aomori

Prefectural Office

2 Time-limit for tender:

1 February, 2024

(Please refer to a bid manual in

time.)

3 Contact point for the notice:

Property Management Division

Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9095

青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和五年十二月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達件名及び数量

青森県弘前合同庁舎ほか四施設で使用する電気の供給
契約電力 合計六百五十五キロワット

予定使用電力量 合計百三十六万八千六百キロワット時

2 仕様等

入札説明書による。

二 供給期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

三 供給場所

弘前合同庁舎（弘前市大字蔵主町四）

八戸合同庁舎（八戸市大字尻内町字鴨田七）

五所川原合同庁舎（五所川原市字栄町一〇）

十和田合同庁舎（十和田市西十二番町二〇の一）

むつ合同庁舎（むつ市中央一丁目一の八）

四 入札方法

1 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する一キロワット当たりの単価（小数点第二位まで）及び使用電力量に対する一キロワット時当たりの単価（小数点第二位まで）を根拠とし、県が提示する契約電力及び月ごとの予定使用電力量に基づき算出した十二か月の総額とすること。

2 入札書には、別紙として、入札書に記載される入札金額に対応した入札内訳書を添付すること。

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

7 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

8 財務規則第二百二十八条の二第一項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たす者であること。

9 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

六 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加を希望する者は、あらかじめ、五に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和六年一月十七日までに青森県総務部財産管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容や電力供給に係る見通し及び方法等について、説明及び内容の変更等を求められた場合には、必要に応じてこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に不応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課財産管理グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九五

4 提出部数 一部

七 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

電話 〇一七―七三四―九〇九五

八 入開札の日時及び場所

1 日時

令和六年二月六日（時間は、入札説明書による。）

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟二階 中会議室

九 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

十 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 落札者の決定方法

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十三 入札条件

財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十四 その他

1 この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。

2 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the services to be required:

About 1,368,600kWh supply of

electricity to the Aomori

Prefecture Hirosaki Joint Government

Building and 4 other facilities

2 Time-limit for tender:

6 February, 2024

(Please refer to a bid manual in

time.)

3 Contact point for the notice:

Property Management Division

Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9095

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を令和五年十二月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和五年十二月十八日

西北地域県民局長 長 内 昌 彦

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭